

公益財団法人りそな未来財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人りそな未来財団（英文表記 The Resona Foundation for Future）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、次世代を担う人材の育成を図るため必要な支援を行い、もって地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) ひとり親家庭又は両親のいない家庭等の高校生への奨学金の給付
- (2) ひとり親家庭の親及び子を対象とした交流イベントの開催
- (3) ひとり親家庭の親の就労・キャリアアップ支援及び子供の学習支援
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、首都圏（東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県）及び関西圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(設立者の名称及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の名称及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

- (1) 住 所 東京都江東区木場一丁目5番65号
設立者 株式会社りそなホールディングス

- 拠出財産及びその価額 現金 100 万円
- (2) 住 所 大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号
設立者 株式会社りそな銀行
拠出財産及びその価額 現金 585 万円
- (3) 住 所 埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目 4 番 1 号
設立者 株式会社埼玉りそな銀行
拠出財産及びその価額 現金 215 万円
- (4) 住 所 大阪市中央区城見一丁目 4 番 27 号
設立者 株式会社近畿大阪銀行
拠出財産及びその価額 現金 100 万円

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 7 条 この法人の事業計画及び収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらの数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項第3号の書類は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合

計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

- 第13条 評議員に対して、評議員会で別に定める報酬等の支給基準に従つて算定した額を、その職務執行の対価として支給することができる。その額は、毎年度支給総額が100万円を超えないものとする。また、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 評議員会

(権限)

第 14 条 評議員会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項に限り決議する。

(開催)

第 15 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 16 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

- 2 代表理事は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対し、会議の日時及び場所並びに目的である事項及び法務省令で定める事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。ただし、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 17 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、出席した当該評議員の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第 189 条第 2 項の決議は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

(決議・報告の省略)

第 19 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、その評議員会の議長がこれに署名又は記名押印する。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会の決議により解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第 28 条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 2 節 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、この定款又は法令で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

- 2 理事会の招集通知は、理事会の日の 5 日前までに各理事及び監事に発する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 34 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 197 条において準用する同法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印する。

第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以

上にあたる多数をもって決議することにより変更することができる。

- 2 前項の規定は、この法人の目的及び事業並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 37 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 38 条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 7 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 8 章 附則

(設立時の評議員)

第 41 条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 池田 一義 中前 公志 吉田 三樹子

(設立時の役員)

第 42 条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 東 和浩 菅 哲哉 増田 賢一朗

設立時代表理事 東 和浩

設立時監事 塩井 勝

(最初の事業年度)

第 43 条 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から 2016 年 3 月 31 日までとする。

(法令の準拠)

第 44 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。